

6 他市町村住所地特例・適用除外状況（区別）

（平成13年3月31日現在）（単位：人）

区分	他市町村 住所地特例者 数 1	適用除外者数 2				計
		身体障害者 療護施設	指定国立 療養所等 3	救護施設	労災特別 介護施設	
全市	15	22	2	114	4	142
千種	0	0	0	0	0	0
東	0	0	0	0	0	0
北	2	0	0	1	0	1
西	2	0	0	0	0	0
中村	1	2	0	1	0	3
中	0	0	0	0	0	0
昭和	0	0	0	0	0	0
瑞穂	0	1	0	0	0	1
熱田	0	1	1	1	1	4
中川	0	2	0	1	2	5
港	3	1	0	0	0	1
南	0	1	0	0	0	1
守山	4	4	0	2	0	6
緑	0	2	1	0	0	3
名東	1	1	0	41	0	42
天白	2	7	0	67	1	75

1 他市町村住所地特例者とは、介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所するために他市町村から本市に転入した者であり、転入前市町村の被保険者となる者である。

2 重症心身障害児施設、心身障害者福祉施設協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設、国立及び国立以外のハンセン病療養所も適用除外施設であるが、当該施設に入所中の適用除外者はいない。

3 重症心身障害児（者）病棟または進行性筋萎縮症児（者）病棟に限る。